

●香川県告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年8月2日

香川県知事 池 田 豊 人

名称	住所又は事務所の所在地	納付させる収入	指定をした日
弁護士法人ライズ 総合法律事務所	東京都中央区日本橋三丁目9番1号日本橋三丁目スクエア12階	県営住宅退去者が滞納している住宅使用料、駐車場使用料、退去修繕費及び損害賠償金	令和6年7月11日